

## 小浜市U・Iターン移住就職等支援事業における移住支援金交付要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、ふくい創生・人口減少対策戦略および小浜市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、本市への移住定住を促進するとともに、中小企業等の人手不足の解消に資するために、予算の範囲内で小浜市と福井県が協働して行うU・Iターン移住就職等支援事業における移住支援金（以下、「移住支援金」という。）を交付することに関して、小浜市補助金交付規則（昭和56年小浜市規則第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付金額)

第2条 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあつては1,000千円、単身の申請の場合にあつては600千円とする。

### (対象者要件)

第3条 次の(1)の要件を満たし、かつ(2)から(5)の要件のいずれかに該当し、世帯の申請をする場合にあつては(6)の要件を満たす申請者に対して、予算の範囲内で移住支援金を支給する。

#### (1) 移住等に関する要件

次に掲げる(ア)、(イ)及び(ウ)に該当すること。

##### (ア) 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ①住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住または東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）または小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。
- ②住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住または東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）
- ③ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

##### (イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ①平成31年4月1日以降に転入したこと。
- ②移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。
- ③小浜市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ①暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ②日本人である、または外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ③その他、福井県または小浜市が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

(ア) 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ①勤務地が東京圏以外の地域または東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- ②就業先が、福井県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- ③就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法への就業でないこと。
- ④週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。
- ⑤上記求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- ⑥当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- ⑦転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(イ) 専門人材の場合

内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して移住及び就業した者は、以下の全てを満たす場合に対象となる。

- ①勤務地が東京圏以外の地域または東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- ②週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。
- ③当該就業先において、移住支援金（東京圏型）の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- ④転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- ⑤目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、小浜市を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- (イ) 内閣府地方創生推進室が実施する地方創生テレワーク交付金を活用した取り組みの中で、所属先企業等から資金提供されていないこと。

(4) 関係人口に関する要件

小浜市の地域や地域の人々と関わりを有するもので、小浜市が当該移住希望者を個別に本事業における関係人口と認めていること。

(5) 起業に関する要件

移住支援金の申請日前1年以内に福井県がU・Iターン移住創業支援事業助成金交付要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金（以下「起業支援金」という。）の交付決定を受けていること。

(6) 世帯に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

(イ) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

(ウ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に転入したこと。

(エ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後3か月以上1年以内であること。

(オ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の申請)

第4条 移住支援金の申請者は、移住支援金交付申請兼実績報告書（様式第1号）、移住先の就業先の就業証明書（様式第2号）および本人確認書類に加え、第3条（1）の要件を満たし、かつ（2）から（5）の要件のいずれかに該当し、世帯の申請をする場合にあっては（6）の要件を満たすことを証する書類を市長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、申請者に対して、必要な条件を付して速やかに交付決定兼額の確定通知（様式第3号）により通知する。

2 審査の結果、支援金の交付を不相当と認める場合、または予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

(移住支援金の交付方法)

第6条 前条の規定により交付決定を受けた申請者が移住支援金の交付を受けようとするときは、移住支援金交付請求書（様式第4号）に別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により交付請求書を受理した場合は、申請から3か月以内に移住支援金の交付を行う。

(交付決定通知書の再交付)

第7条 申請者が移住支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定兼額の確定通知書再交付願（様式第5号。以下「再交付願」という。）を市長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに移住支援金交付決定通知〔再交付〕（様式第6号）を申請者に交付する。

(報告及び立入調査)

第9条 福井県および小浜市は、当該事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、報告及び立入調査を求めることができる。

(移住支援金の返還)

第10条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じた要件に該当する場合、移住支援金の全額または半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、福井県および小浜市が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

(ア) 虚偽の申請等をした場合

(イ) 移住支援金の申請日から3年未満に小浜市から転出した場合

(ウ) 就業の場合において、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

(エ) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に小浜市から転出した場合

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、福井県と小浜市が協議して定める。

附 則

この要領は、2019年6月3日から適用する。

附 則

この要領(改正)は、2019年12月27日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領(改正)は、2021年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 施行後の小浜市U・Iターン移住就職等支援事業における移住支援金交付要領第3条は、この要領施行後に転入した者に適用し、この要領施行日前に転入した者は、なお従前の例による。